

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との 関係等の特例に係る「地方自治法の一部を改正する法律」案に関する 指定都市市長会緊急要請

第33次地方制度調査会は、新型コロナウイルスによる感染症危機を踏まえ、非平時に着目し、国が的確で迅速な対応を行うために、地方自治体に対して、自治事務を含め必要な指示を行うことを可能とする規定の創設等を求める「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」を取りまとめた。

答申では、指示の客体について、「国の市町村に対する指示は、都道府県を經由して行うほか、直接行うことも可能にすることが望ましい」と示され、法律案にもその旨が規定されたことは、これまでの指定都市市長会の要請が反映されたものと受け止めている。

また、指定都市は、基礎自治体としての「現場力」に加え、大都市の「総合力」を併せ持ち、災害救助法においても、予め指定を受けた指定都市は自らの事務として都道府県に替わって救助事務を行うことも可能であるなど、一般の市町村とは異なる役割も認められており、令和6年能登半島地震においても、都道府県と対等の対口支援団体として、被災地支援にも迅速に対応しているところである。

今回の答申を受けて提出される法案の趣旨は、感染症のまん延、大規模災害等国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の特例として国の地方自治体への指示等を規定し、大規模災害時等に、国がリーダーシップを発揮できる制度を構築することで、機動的に国民の生命・身体等を保護できるようにすることにあり、通常の間と地方の役割分担とは明確に分離すべきである。

とりわけ、人口・人流が集中する指定都市などの大都市圏域では国家的危機の事態に迅速かつ柔軟に対応することが必要であるため、「資料及び意見の提出の要求」及び「応援の要求及び指示」については、国と都道府県がそれぞれ対応するのではなく、指定都市と国が直接、情報を共有し、迅速な対応ができるよう、指定都市の実情を踏まえ、運用面も含めた適切な制度設計を行っていただくよう、強く要望する。

令和6年2月29日
指定都市市長会